

原子力事業者防災業務計画修正の要旨（核燃料サイクル工学研究所）

1. 目的

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の原子力事業者防災業務計画に検討を加え、修正することで適正化を図ります。

組織改正に伴う変更、原子力防災訓練の実施方法に関する変更、原災法対象施設からウラン廃棄物処理施設（廃水処理室）の除外(予定)、緊急時活動レベルの一部変更、原子力防災管理者の代行順位の変更等による修正を以下のとおり行いました。

2. 修正した日

令和 6 年 11 月 1 日

3. 協議した地方公共団体

茨城県、東海村

4. 主な修正内容

(1) 組織改正に伴う変更

①センター組織廃止に伴う名称変更

「別図－3 (2) サイクル研究所内通報連絡系統」、「別表－4 原子力防災管理者の代行順位」及び「別表－16 サイクル研究所における原子力防災教育の内容」のセンター組織の表記について、組織改正後の組織名称に変更する。

②事業所の名称変更

本文、「別図－7 原子力事業所災害対策支援拠点の位置」、「別表－9 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材」、「別表－10 原子力災害対策活動で使用する資料」及び「別表－15 原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所」で表記される大洗研究所の名称について、事業所の名称を「大洗原子力工学研究所」に変更する。

③支援本部の名称等の変更

「別図－2 機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織」について、支援本部の名称を「敦賀事業本部」に変更するとともに、本部長の職制を修正する。

④原子力防災管理者の代行順位の変更

「別表－4 原子力防災管理者の代行順位」について、副原子力防災管理者の削除及び代行順位を変更する。

⑤原子力緊急事態支援組織の事業所の名称変更

「別表－20 原子力緊急事態支援組織」について、原子力緊急事態支援組織の事業所の名称を「福島廃炉安全工学研究所」に変更する。

(2) 機構対策本部の体制の変更

「別図－２機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織」について、武力攻撃時等による災害発生時において指定公共機関の役割を果たす原子力緊急時支援・研修センターとの連絡等を円滑に行うことを目的として、機構対策本部に国等支援対策班を新たに設ける。

(3) 原子力防災訓練の実施方法に関する修正

「第２章 原子力災害予防対策の実施」の「第７節 原子力防災訓練の実施」について、令和５年１１月２２日付け「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」の改正に伴い、原子力防災訓練の実施方法に関する２部制訓練を明文化し修正する。

(4) 原災法対象施設の除外（予定）を追記

「別表－１原災法対象施設」について、原災法対象施設からウラン廃棄物処理施設（廃水処理室）の除外（２０２４年度第４四半期～２０２５年度第１四半期を予定）を追記する。

(5) 緊急時活動レベルの（ＥＡＬ）の一部変更

「別表－２(3)原災法第１５条第１項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準（４／５）」について、原子力災害対策指針との整合を図るため、ＧＥ５５のＥＡＬ事象で示す原子力事業所周辺の住民の「屋内避難、又は避難」という表現を「避難、屋内退避その他の防護措置の実施」に修正する。

(6) その他の修正

① ＥＲＳＳ伝送システムの運用開始に伴う見直し【令和６年４月５日付け読替え表の反映】

本文及び「別表－２(5) ERSS へ伝送するデータ項目」について、ERSS伝送システムの運用開始に伴い『（※２０２３年度第４四半期中に伝送開始予定）』を削除する。

② 関係機関の組織名称の変更

「別図－３(1)サイクル研究所外通報連絡系統」について、通報連絡先の組織名称を変更する。

【令和５年１０月５日付け読替え表の反映】

- ・国土交通省自動車局車両基準・国際課 → 国土交通省物流・自動車局車両基準・国際課
- ・日立市総務部防災対策課 → 日立市総務部原子力安全対策課

③ 施設配置図の変更

「別図－４サイクル研究所敷地周辺の放射線測定設備」、「別図－５サイクル研究所緊急時対策所配置図」、「別図－６原子力防災資機材の保管場所」及び「別表－１原災法対象施設」について、施設配置図に第三ウラン貯蔵庫を追記する。

④ 記載の適正化

以 上

核燃料サイクル工学研究所原子力事業者防災業務計画の概要

第1章 総則

防災業務計画の目的、用語の定義、計画の運用にあたっての基本的な考え方及び修正する場合の手続き等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(1) ②、(4)、(5)、(6) ③

第2章 原子力災害予防対策の実施

核燃料サイクル工学研究所の原子力防災組織・体制の整備、原子力防災管理者等の職務、原子力防災組織の運営、緊急時対策所・原子力施設事態即応センター・原子力事業所災害対策支援拠点の整備及び機能の維持、放射線測定設備・気象観測設備・原子力防災資機材・防災活動で使用する資料の整備、原子力防災教育・訓練の実施及び原子力緊急事態支援組織を含む関係機関との連携、周辺住民に対する平常時の広報活動等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(1) ①～⑤、(2)、(3)、(4) (5)、(6) ①～④

第3章 緊急事態応急対策等の実施

緊急事態等の区分（緊急時活動レベル）に応じた通報・連絡等の初期対応、応急措置の実施、原子力災害合同対策協議会との連携、原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。
(1) ①、(4)、(5)、(6) ②～④

第4章 原子力災害事後対策の実施

原子力緊急事態解除宣言があった時以後における復旧対策の実施並びに被災復旧のための原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

第5章 その他

他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の支援・協力について記載しています。

以 上